

筑北村障がい者計画
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

平成30年3月

筑北村

目次

第1章 計画の基本事項	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	1
(3) 計画の位置付け	1
(4) 計画の期間	2
(5) 他計画との関連	2
第2章 筑北村の障がい者を取り巻く状況	3
(1) 人口の推移	3
(2) 手帳所持者数の状況	4
(3) 年齢区分別の手帳所持者数の状況	5
(4) 障害福祉サービスの利用状況	6
(5) 障害福祉計画の目標の達成状況	7
(6) アンケートからみる現状と課題	8
第3章 計画の基本事項	11
(1) 基本理念	11
(2) 基本目標	11
(3) 障がい者計画の施策体系	12
第4章 筑北村障がい者計画	13
基本目標1 啓発・広報活動の推進	13
(1) 障がいへの理解の促進	13
(2) 福祉教育の推進	13
(3) 合理的配慮の提供促進	13
基本目標2 相談体制・情報提供、権利擁護体制の充実	14
(1) 相談体制の充実	14
(2) サービスの利用支援と情報提供	14
(3) 権利を守る取組の推進	15
基本目標3 保健・医療の充実	16
(1) 健康づくりの推進による障がい予防	16
(2) 心の健康づくり	16
(3) 医療的ケアを必要とする人への支援	17

基本目標 4	子どもへの療育や支援の充実	18
(1)	障がいの早期発見と早期療育の推進	18
(2)	小中学校における特別支援教育の実施	19
(3)	障がい児への児童福祉サービスの充実	19
基本目標 5	雇用・就労・居場所づくりの促進	21
(1)	雇用機会の拡大	21
(2)	就労への支援	21
(3)	福祉的就労等の場や日中の居場所の確保	21
基本目標 6	安全・安心な暮らしの確保	23
(1)	住環境の整備	23
(2)	防災・防犯対策の推進	23
基本目標 7	「共生社会」実現に向けた地域福祉の推進	25
(1)	地域における見守り活動の推進	25
(2)	障がい者福祉に関わるボランティア等の育成	25
(3)	関係団体等との連携強化	25
第 5 章	第 5 期筑北村障がい福祉計画	26
(1)	第 5 期障がい福祉計画のポイント	26
(2)	障害福祉サービス等の見込量	27
(3)	地域生活支援事業の見込量	32
(4)	障がい福祉計画に係る成果目標	36
第 6 章	第 1 期筑北村障がい児福祉計画	38
(1)	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	38
(2)	障がい児へのサービス等の見込量	38
(3)	障がい児福祉計画に係る成果目標	40
第 7 章	計画の推進体制	41
(1)	計画の推進体制	41
(2)	計画の進捗管理の手法	41
資料編		42
(1)	計画策定の経過	42
(2)	策定委員会	43

第1章 計画の基本事項

(1) 計画策定の背景

本村では、平成24年3月に、平成24年度から平成29年度までを計画期間とする「筑北村障がい者福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

また、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定する「障害福祉計画」は、本村においても平成18年度から3年ごとに策定しています。

国の障がい者福祉施策は、平成26年に「障害者権利条約」の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正が行われたことにより大きく進展しました。平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、共生社会の実現に向けた取組がより一層推進されており、障がいの権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法改正等が進んでいます。

新たな国等の動向を踏まえた取組を進める必要があることに加え、平成29年度に「筑北村障がい者福祉計画」及び「第4期筑北村障がい福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの本村の障がい者福祉施策の取組状況を踏まえるとともに住民ニーズ等を把握した上で、新たな計画を策定していく必要があります。

(2) 計画策定の趣旨

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら暮らすことができる「共生社会」の実現に向けて、本村における障がい者福祉施策の総合的な推進を図ることを目的に策定します。

また、計画策定にあたっては、当事者へのアンケートなどを通じ、障がいのある人の声の把握に努めます。

(3) 計画の位置付け

本計画は、「筑北村障がい者福祉計画」と、「第5期筑北村障がい福祉計画」及び「第1期筑北村障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本村における障がい者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。

また、本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の20(平成30年4月施行)に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本村における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示したものです。

(4) 計画の期間

本村における障がい者福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「筑北村障がい者福祉計画」の計画期間は平成 30（2018）年度から平成 35（2024）年度までの 6 年間とします。

「第 5 期筑北村障がい福祉計画」及び「第 1 期筑北村障がい児福祉計画」の計画期間は平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間とします。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
筑北村障がい者福祉計画				■	■	■	■	■	■	
第 5 期筑北村障がい福祉計画				■	■	■	■	■	■	
第 1 期筑北村障がい児福祉計画				■	■	■	■	■	■	

(5) 他計画との関連

本計画は、村の上位計画・関連計画との整合を図り、策定します。

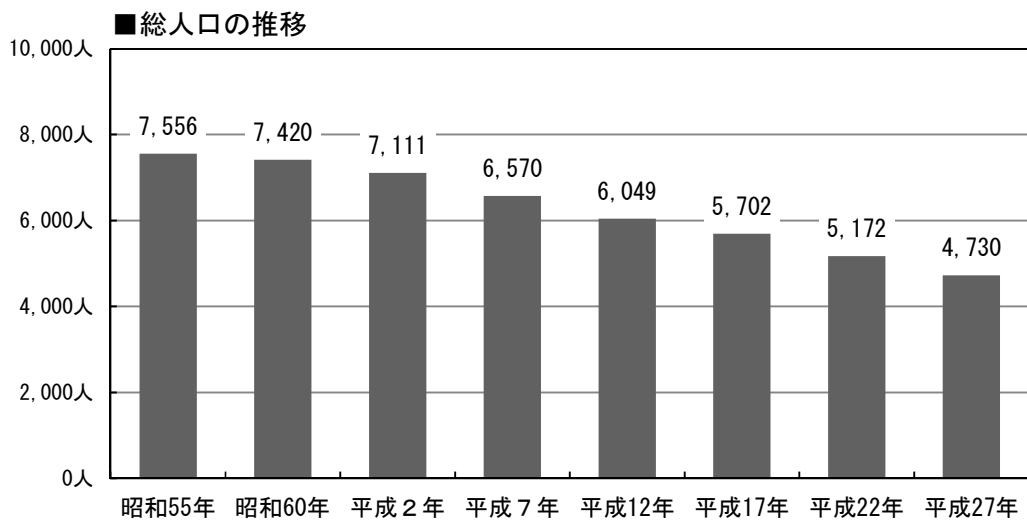
さらに、本計画の策定にあたっては、国、県等の計画との整合を図るとともに、障害福祉計画と障害児福祉計画に係る部分に関しては厚生労働省が示す基本指針に基づき策定します。

第2章 筑北村の障がい者を取り巻く状況

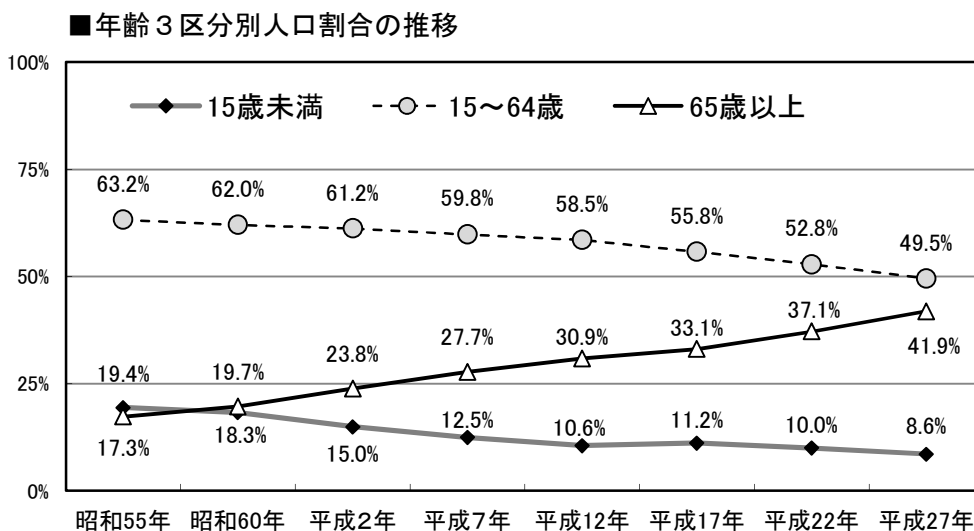
(1) 人口の推移

国勢調査によると、本村の総人口は減少傾向が続いており、平成27年では4,730人と、平成22年から442人の減少となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、昭和60年にはすでに15歳未満人口の割合を65歳以上の割合が上回っており、少子高齢化が進行していることがわかります。平成27年の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は41.9%となり、住民の約4割が高齢者となっています。



資料：国勢調査（平成17年までは坂井村・本城村・坂北村の合算値）



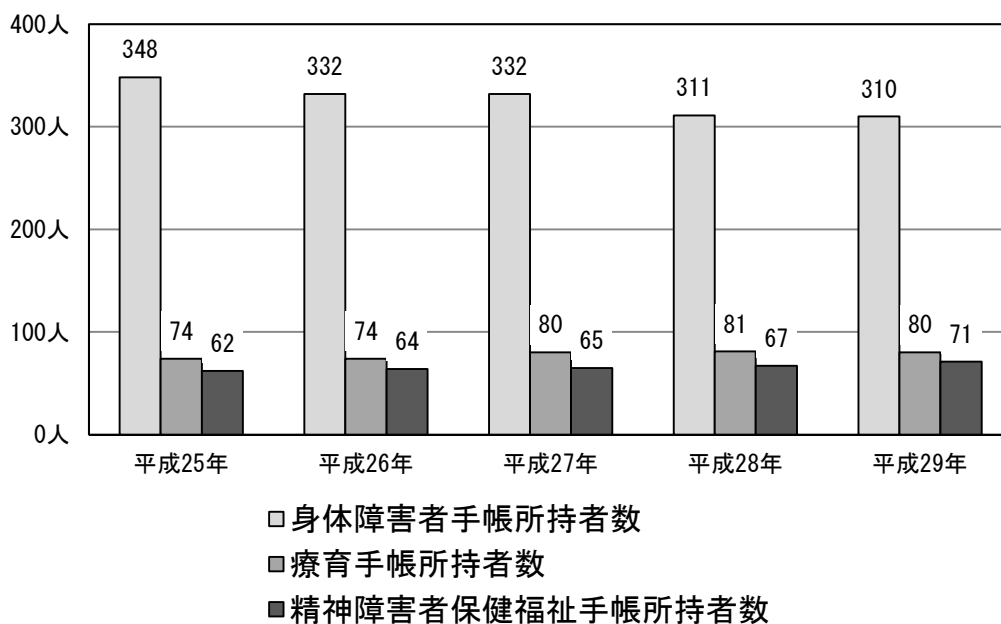
資料：国勢調査（平成17年までは坂井村・本城村・坂北村の合算値から算出）

(2) 手帳所持者数の状況

本村の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。療育手帳所持者数は平成25年から平成27年にかけて増加しましたが、以降は横ばいとなっています。また、精神障害者手帳所持者数は、3障がいのうち最も人数が少なくなっていますが、近年増加傾向にあります。

■手帳所持者数の推移（各年3月31日時点）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳所持者（人）	348	332	332	311	310
療育手帳所持者（人）	74	74	80	81	80
精神障害者保健福祉手帳所持者（人）	62	64	65	67	71



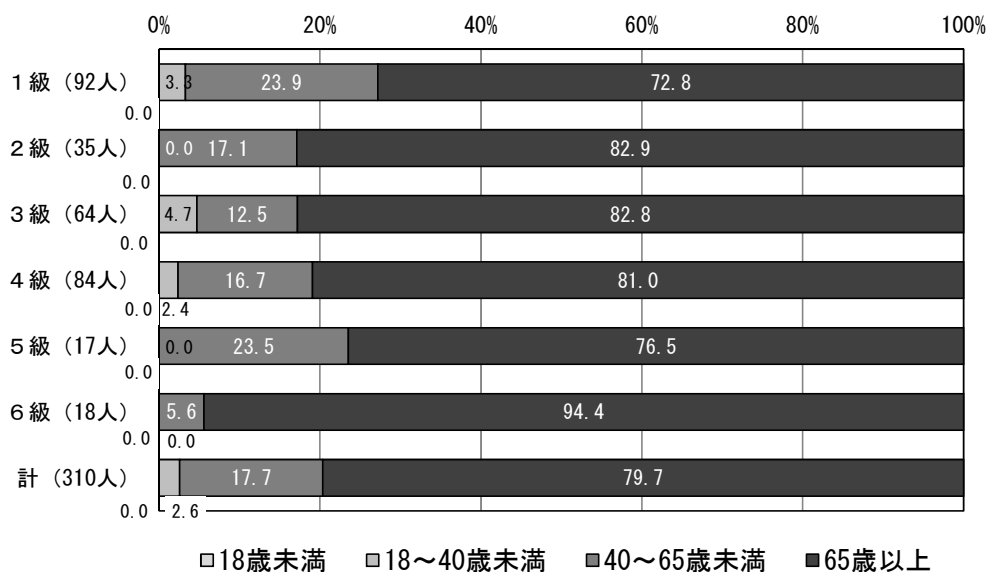
(3) 年齢区分別の手帳所持者数の状況

平成 29 年 3 月 31 日時点の各手帳所持者数を年齢区分別にみると、身体障害者手帳所持者では全体の 79.7%が 65 歳以上の高齢者となっており、18 歳未満の若年者はみられません。

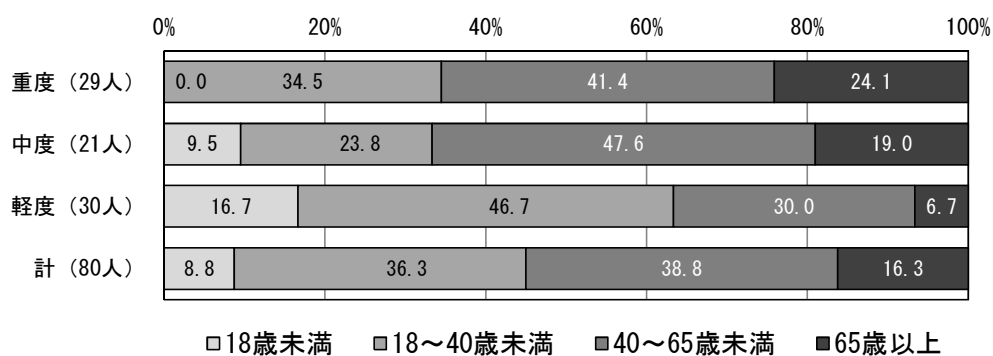
療育手帳所持者では全体の 8.8%が 18 歳未満となっており、大部分が 18～64 歳となっています。軽度で 18 歳未満や 18～40 歳未満の割合がやや高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、1 級、2 級で 40 歳以上の年齢層の割合が高くなり、3 級では 40 歳未満の年齢層の割合が高くなっています。

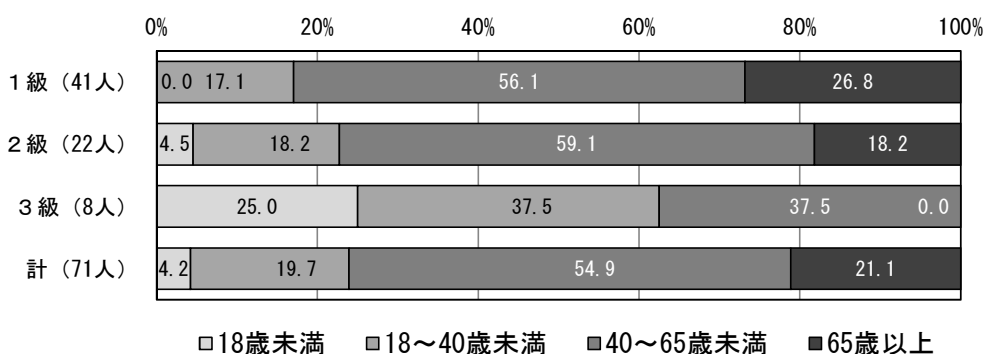
身体障害者手帳所持者数：310人



療育手帳所持者数：80人

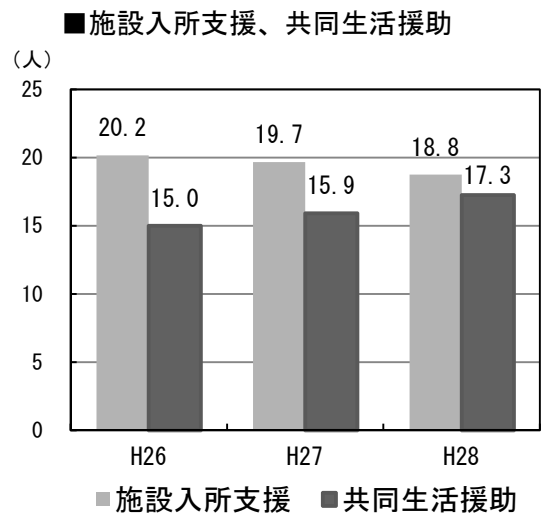
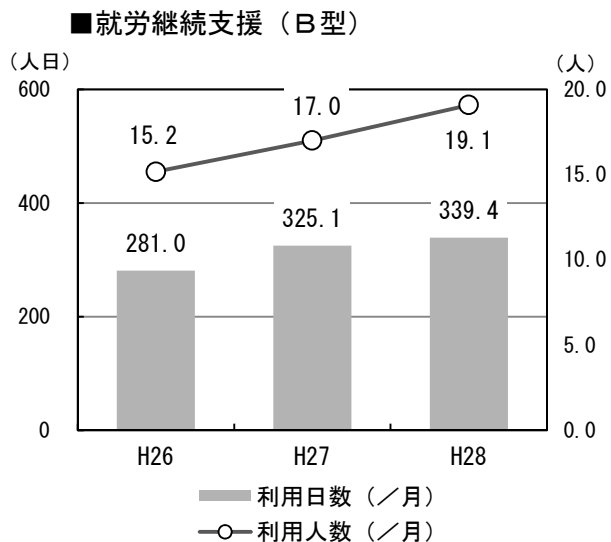
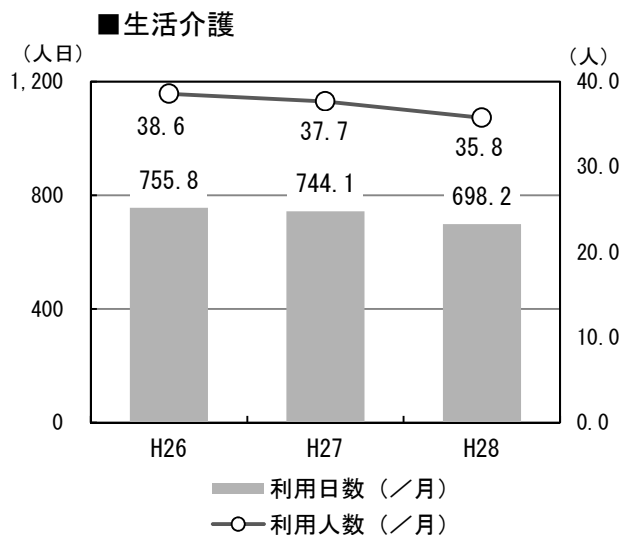
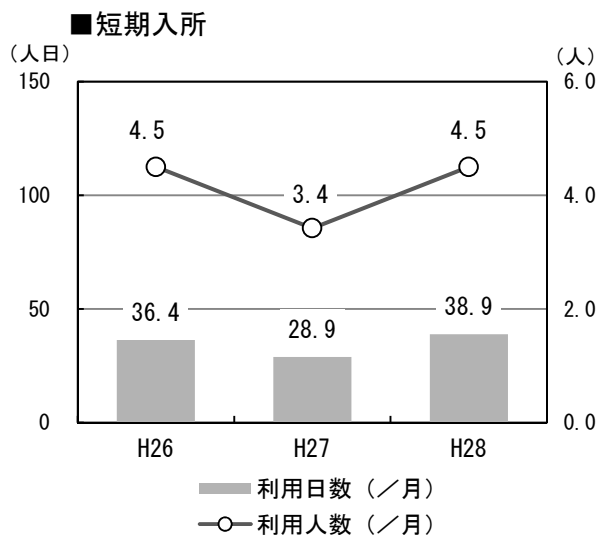
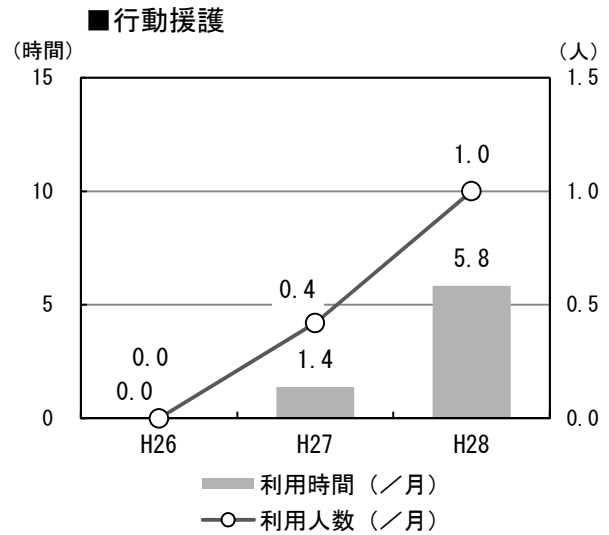
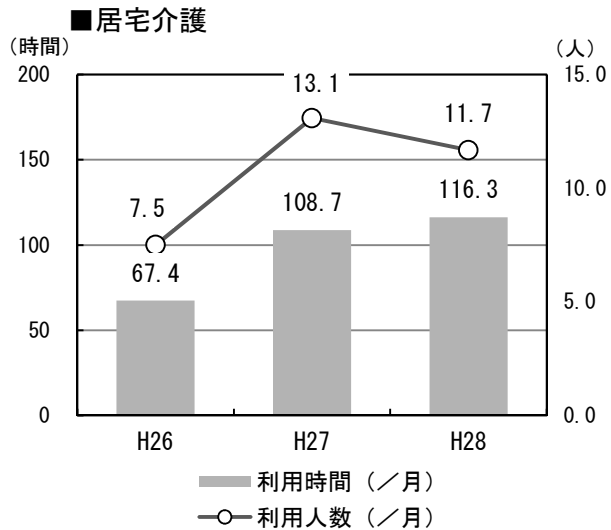


精神障害者保健福祉手帳所持者数：71人



(4) 障害福祉サービスの利用状況

本村における月あたりの障害福祉サービスの利用状況は、次のようになっています。(各年で利用者平均が1人に満たないサービスは割愛しています。)



(5) 障害福祉計画の目標の達成状況

「筑北村障がい福祉計画（第4期）」では、平成29年度を目標として次の数値目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりであり、目標はいずれも達成しています。

①施設入所者の地域生活への移行

項目	第4期計画目標	実績 (平成29年度見込み)
平成25年度末の施設入所者数	20人	
平成29年度末の施設入所者数	18人	18人
削減見込み数	2人	2人
地域生活移行者数	2人	2人

②福祉施設から一般就労への移行

項目	第4期計画目標	実績 (平成29年度見込み)
平成26年度の年間一般就労移行者数	1人	
平成27年度から29年度の年間一般就労移行者数	2人	2人

(6) アンケートからみる現状と課題

①アンケートの実施概要

アンケート調査は、住民や障がいのある人の意識や実態、福祉サービスに対するニーズ等を把握し、障害福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

区分	内容
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 397 人
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 29 年 10 月
回収数	233 (回収率：58.7%)

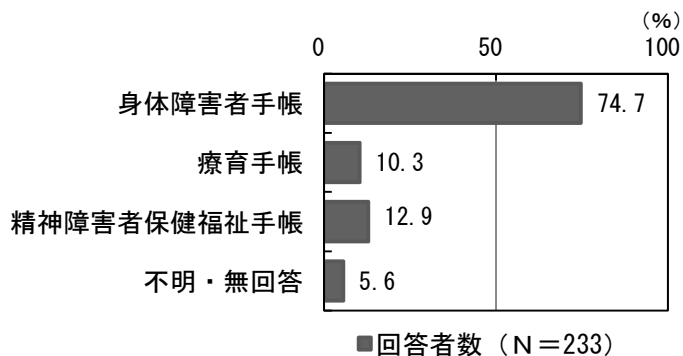
※グラフ中の「N」とは、Number of Cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。
 ※四捨五入の関係で、単数回答の質問であっても合計が 100%にならない場合があります。

②アンケート結果

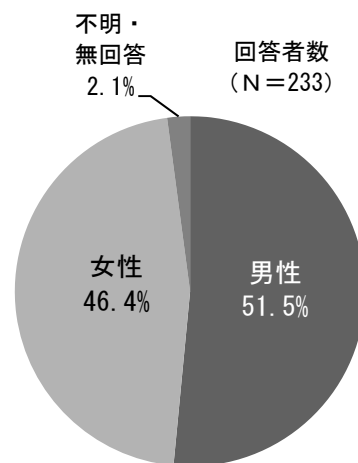
ア 回答者の属性

回答者は、身体障害手帳所持者が 74.7%を占め、最も高くなっています。年齢は「60 歳以上」が 67.8%となっており、高齢の方の割合が高くなっています。回答者の性別は、男性の割合がやや高くなっています。

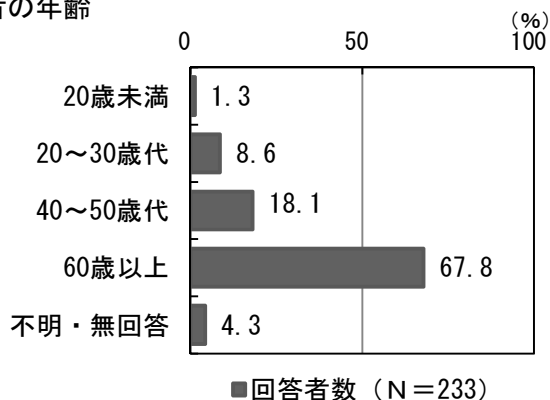
■所持している手帳



■回答者の性別



■回答者の年齢



イ 今後の暮らしの意向

希望する今後の生活の場所は、3障がいにいずれも「自宅で家族と同居したい」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「グループホームなどで仲間と暮らしたい」の割合も比較的高くなっています。

■将来はどのような暮らし方で生活したいか（上位3位を抜粋）

区分	身体（N=167）	知的（N=24）	精神（N=29）
第1位	自宅で家族と同居したい	わからない・決めていない	わからない・決めていない
第2位	わからない・決めていない	自宅で家族と同居したい	自宅で家族と同居したい
第3位	独立してひとり暮らししたい	グループホームなどで仲間と暮らしたい	独立してひとり暮らししたい

ウ 就労について

障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うかたずねたところ、3障がいにいずれも「事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解」の割合が高くなっており、身体障がいでは「通勤手段の確保」、知的障がいでは「職場で介助や援助などが受けられること」、精神障がいでは「短時間勤務や勤務日数などの配慮」などでも高い割合となっています。

■障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うか（上位3位を抜粋）

区分	身体（N=167）	知的（N=24）	精神（N=29）
第1位	事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解	事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解	短時間勤務や勤務日数などの配慮
第2位	通勤手段の確保	職場で介助や援助などが受けられること	事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解 仕事についての職場以外での相談対応、支援
第3位	短時間勤務や勤務日数などの配慮	通勤手段の確保／就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	※同率でいずれも第1位

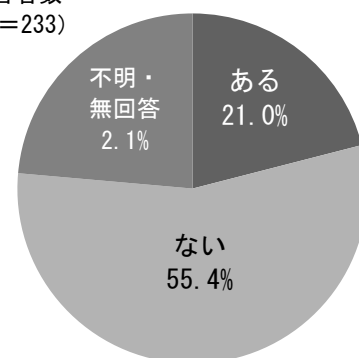
エ 障がいへの理解について

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無では、「ある」割合が全体で21.0%となっています。

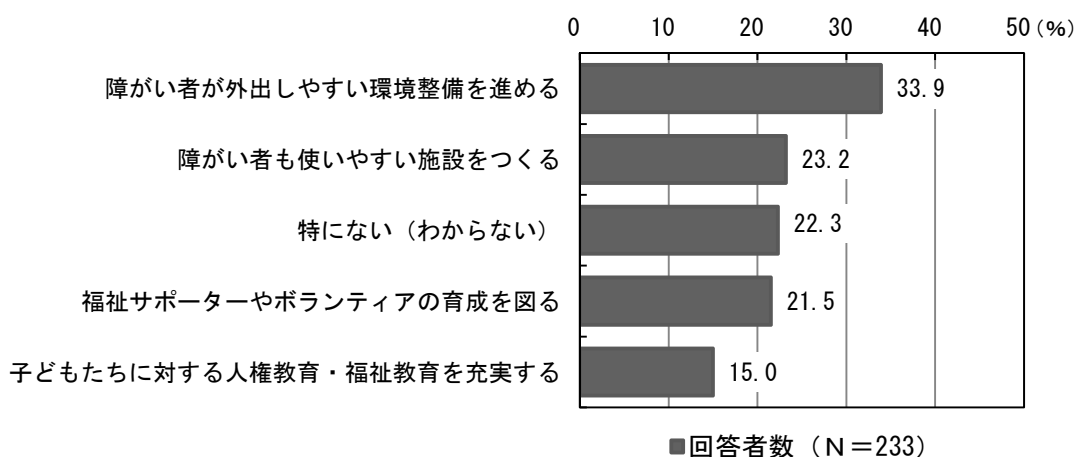
また、障がいに対する住民の理解を深めるために必要だと思うことをたずねたところ、「障がい者が外出しやすい環境整備を進める」「障がい者も使いやすい施設をつくる」「福祉サポーターやボランティアの育成を図る」が高くなっています。

■障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか

回答者数
(N=233)



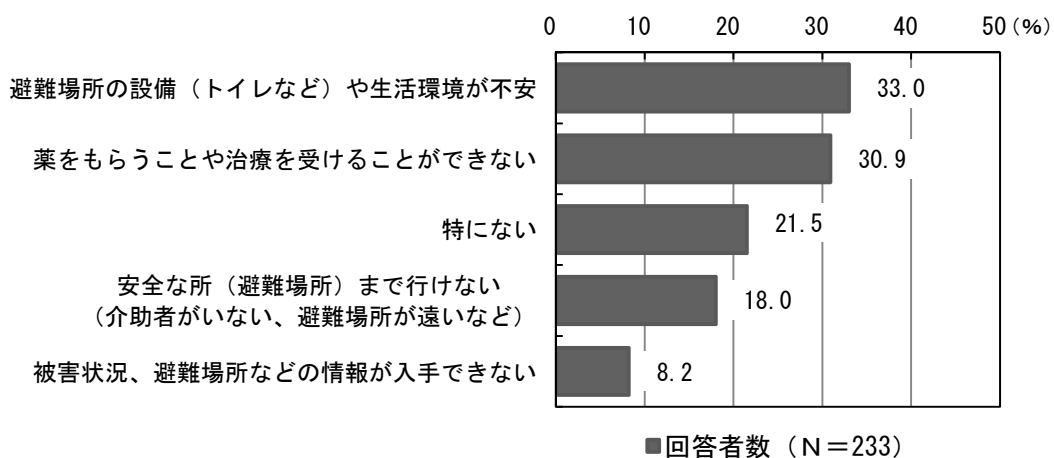
■障がいに対する住民の理解を深めるために、必要だと思うこと（上位5位を抜粋）



オ 防災について

火事や風水害、地震などの災害時に心配なことや困ることについて、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「薬をもらうことや治療を受けることができない」の割合が30%を超えて高くなっています。特に避難した後の避難所生活でのことを不安に感じる人が多いようです。

■火事や風水害、地震などの災害時に心配なことや困ること（上位5位を抜粋）



第3章 計画の基本事項

(1) 基本理念

本村では、「第2次筑北村総合計画」において、健康・福祉分野の目標に『地域と住民が支えあい、みんなが安心して暮らせるむらづくり』を掲げています。本計画においても、この目標を基本として障がい者福祉施策を推進します。

**地域と住民が支えあい、
みんなが安心して暮らせるむらづくり**

(2) 基本目標

基本目標1 啓発・広報活動の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあって共生することができる社会を目指し、幅広く住民に対し啓発や広報を推進します。また、子どもや成人に対する障がい理解のための教育や学習機会を提供します。

基本目標2 相談体制・情報提供、権利擁護体制の充実

各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを通じ、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

基本目標3 保健・医療の充実

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、障がいのある人が健康づくりに取り組み、スムーズに医療を受けることができるよう、体制整備や経済的支援を進めます。

基本目標4 子どもへの療育や支援の充実

障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。また、各種サービスの利用支援を通じ、障がいのある子どもの適切な療育と成長を支援します。

基本目標5 雇用・就労・居場所づくりの促進

障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。また、障がいのある人が充実した生活を送ることができるよう、交流の機会やスポーツや生涯学習などの様々な活動に参加しやすい体制を整備します。

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障がいのある人の権利が守られ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害・緊急時をはじめ生活における安心・安全の確保に取り組みます。

基本目標7 「共生社会」実現に向けた地域福祉の推進

誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあって共生することができる社会を目指し、身近なコミュニティにおける地域福祉活動を促進します。

(3) 障がい者計画の施策体系

基本目標	施策
基本目標1 啓発・広報活動の推進	(1) 障がいへの理解の促進
	(2) 福祉教育の推進
	(3) 合理的配慮の提供促進
基本目標2 相談体制・情報提供、権利擁護体制の充実	(1) 相談体制の充実
	(2) サービスの利用支援と情報提供
	(3) 権利を守る取組の推進
基本目標3 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進による障がい予防
	(2) 心の健康づくり
	(3) 医療的ケアを必要とする人への支援
基本目標4 子どもへの療育や支援の充実	(1) 障がいの早期発見と早期療育の推進
	(2) 小中学校における特別支援教育の実施
	(3) 障がい児への児童福祉サービスの充実
基本目標5 雇用・就労・居場所づくりの促進	(1) 雇用機会の拡大
	(2) 就労への支援
	(3) 福祉的就労等の場や日中の居場所の確保
基本目標6 安全・安心な暮らしの確保	(1) 住環境の整備
	(2) 防災・防犯対策の推進
基本目標7 「共生社会」実現に向けた地域福祉の推進	(1) 地域における見守り活動の推進
	(2) 障がい者福祉に関わるボランティア等の育成
	(3) 関係団体等との連携強化

第4章 筑北村障がい者計画

基本目標1 啓発・広報活動の推進

(1) 障がいへの理解の促進

○ 「障害者の日」や「障害者週間」などを通じた啓発

- ・障害者の日（12月9日）を意義あるものとするため、障害者週間（12月3日～12月9日）や障害者雇用促進月間（9月）等を活用し、広報・啓発活動を行い、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

○ 障がい理解についての広報・啓発の推進

- ・障がい者に対する正しい理解と認識が図られるよう、広報紙「ホットスポットちくほく」や社協だより「そよかぜ」などを通じて啓発を行うとともに、各種行事など様々な機会を通じて障がいに対する理解の促進を図ります。

(2) 福祉教育の推進

○ 福祉教育の推進

- ・保育園や小・中学校等において障がいに対する正しい知識と理解を深めるための事業を各種団体等と連携して行います。

○ 児童生徒と障がいのある人との交流機会の提供

- ・日頃から交流や共同体験を行うことで、障がい者の生活や行動に理解を示し、必要に応じて援助、協力が得られる地域づくりを進めます。

(3) 合理的配慮の提供促進

○ 役場における対応の実施

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、村役場等において合理的配慮の提供に努めます。

○ 住民や村内店舗等への周知・啓発

- ・住民や村内の店舗等を対象に、「障害者差別解消法」や合理的配慮等の趣旨に関する周知を図ります。

基本目標２ 相談体制・情報提供、権利擁護体制の充実

(１) 相談体制の充実

○ 相談支援の実施

- ・村住民福祉課、障害者自立支援センターちくほっくる、松本圏域障害者相談支援センターにおける相談対応を行います。
- ・松本障害保健福祉圏域自立支援協議会において、福祉、保健、医療、保育、教育、就労など各分野で連携し、安心して暮らせる生活支援のネットワークを充実させます。
- ・村独自の障がい者相談員の設置など総合的な相談・支援体制の充実に努めます。
- ・基幹相談支援センターの設置に向けて、松本圏域において広域的な連携のもとで検討を進めます。

○ コミュニケーション支援の充実

- ・関係団体との連携のもと、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業を実施します。

(２) サービスの利用支援と情報提供

○ 障がい者福祉に関する情報提供

- ・村の広報紙、ホームページを通じて、行政情報や保健、医療、福祉サービスなどの内容、利用方法等、必要な情報が的確にわかりやすく提供されるよう広報活動を充実します。
- ・障がい者団体等の活動状況等の情報提供に努めます。

○ サービス等利用計画に基づく支給決定

- ・指定特定相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人のニーズ・特性に応じたサービス等利用計画の作成やモニタリングを実施します。

○ 訪問系サービスの利用支援

- ・居宅介護、同行援護等の訪問系サービスの利用を促進し、障がいのある人の自宅での生活を支援します。
- ・その他、利用がないサービスについては、住民ニーズの把握に努めます。

○ 日中活動系サービスの利用支援

- ・障がいのある人の日中活動や就労の場として、生活介護、就労継続支援、療養介護、短期入所等の各種サービスの利用を支援します。
- ・その他、利用がないサービスについては、住民ニーズの把握に努めます。

- ・平成 30 年度から新たに開始される就労定着支援サービスについて周知を進め、利用ニーズの把握に努めます。

○ 居住系サービスの利用支援

- ・グループホームや施設への入所が必要な障がいのある人が円滑に施設を利用できるよう、支援を行います。

○ 地域生活支援事業の実施

- ・地域の実情に沿った事業として、障がいのある人のニーズに合わせた地域生活支援事業を実施します。

○ 地域生活支援拠点の整備に向けた検討

- ・地域生活支援拠点の整備に向けて、松本圏域において生活支援拠点整備プロジェクトを立ち上げ、広域的な連携のもとで検討を進めます。

(3) 権利を守る取組の推進

○ 成年後見制度の利用支援

- ・障がい等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、制度内容等の周知に努めます。
- ・判断能力等が十分でないために権利が侵害されやすい人に対する支援として、成年後見支援センター「かけはし」と連携し、成年後見制度の利用を促進していきます。

○ 安心ネットワーク事業の利用支援

- ・判断能力が十分でない障がい者の日常的な金銭管理などを行い、安心して日常生活を送れる支援を社会福祉協議会と連携して取り組みます。

○ 虐待の防止と被害者の保護

- ・「障害者虐待防止法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人に対する虐待の防止等に関する広報・啓発活動を行います。
- ・筑北村住民福祉課内に設置する「障害者虐待防止センター」において、相談や事実確認、被害者保護、加害者への指導等を行います。

基本目標3 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進による障がい予防

○ 各種健診・検診等の実施

- ・生活習慣病などの疾病の早期発見、慢性化を予防するため、特定健診の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実を図ります。
- ・がん検診の受診向上を図り、がんの早期発見、早期治療に努めます。

○ 健康づくりの普及啓発

- ・生活習慣病の予防、健康増進を図るための健康づくり対策を進めます。また、相談窓口の充実や予防・早期治療についての知識の普及啓発などに取り組みます。

○ 健康教室や各種相談・支援等の実施

- ・健康診査受診者対象の結果説明に併せて、適切な生活習慣の改善を図れるよう保健・栄養・運動指導・健康相談の一層の充実を図ります。
- ・各地区で行われる学習会等に併せた保健・栄養・運動指導・健康教育等の実施により、「健康は自分でつくり自分で守る」という意識啓発を進めます。
- ・きめ細かな対応を図るため、個別相談の充実に努めます。

○ 住民による健康づくり活動の促進

- ・健康づくり推進委員会など地区組織の育成と自主活動を促進します。

○ 医師会・歯科医師会等との連携強化

- ・疾病の早期発見・早期治療・リハビリテーションまで、一貫し、総合的に提供していくため、地域における日常的な健康管理・初期医療を担っている病院等との連携のもと、医師会・歯科医師会等関係機関との機能分担・相互連絡の一層の強化を図ります。

(2) 心の健康づくり

○ 心の健康づくりに関する啓発や情報提供

- ・心の健康や精神障がい及び精神障がい者に対する関心と理解を深めるために、地域住民に普及・啓発を行います。
- ・自殺予防対策に関する総合的な対応を図り、取組を推進します。

(3) 医療的ケアを必要とする人への支援

○ 自立支援医療（更生医療）の給付

- ・身体上の障がい除去したり、障がいの程度を軽くするために、必要な医療を受けた場合の一部負担金を助成します。

○ 重度心身障害者（児）医療費給付

- ・精神または、心身に重度の障がいのある人に対して、医療機関で保険診療を受けた場合、一部自己負担金を助成します。

○ 地域医療体制の充実

- ・障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域において質の高い医療を提供できるような体制を確立していきます。また、精神疾患の予防や早期発見に努めると同時に、精神医療を充実し、精神障がい者の自立と社会参加を促進します。そのためにも、気軽に相談できる相談窓口を設け、予防・早期治療についての知識の普及啓発に取り組みます。

○ リハビリテーションの充実

- ・障がい者が自立した生活を送ることができるよう医療機関と連携し、個々のニーズに応じた適切なリハビリテーションが受けられるような環境整備について検討を進めます。

基本目標4 子どもへの療育や支援の充実

(1) 障がいの早期発見と早期療育の推進

○ 母子保健の充実による早期発見や保護者相談の実施

- ・安心、安全な出産のため、保健指導の充実を図るとともに、疾病や障がい等の予防に関する知識と理解のための講座を開催します。
- ・妊娠中の異常の早期発見、早期対応を図るため、妊婦健康診査を実施するとともに、訪問相談、保健指導の充実を図ります。

○ 乳幼児健診の実施

- ・乳幼児全戸訪問、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の実施を通じ、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。

○ 障害児（者）地域療育等支援事業の充実

- ・早い時期での適切な診断・治療・相談・指導・訓練ができるよう、相談関係機関及び実施機関との連携を密接に行い、障害児（者）地域療育等支援事業の充実を推進します。

○ 早期療育のための連携強化

- ・医療職、ケースワーカー、社会福祉士等の専門職はもちろんのこと、障がいの有無にかかわらず、子育てを体験した親等、非専門家による援助も含めた家族援助を促進し、早期治療教育の支援体制の充実を図ります。

○ 障がい児保育の充実

- ・発達の遅れや心身に障がいのある幼児の保育を推進するため、関係諸機関とのネットワークの整備及び連絡調整を図ります。
- ・障がい児の受け入れ体制の整備を図るため、保育士の知識・技能の習得を目的とする研修会等への参加を図り、必要に応じ対応できる職員体制の充実を図ります。
- ・保育所の職員や障がい児の保護者に対し、障がいが気になる段階からの支援を行うため、発達障がい等に関する知識を有する専門員による保育所等への巡回体制を整備します。

○ 幼児教室の充実

- ・保育所入所前の幼児を対象とした交流の場を、保健師等が関わりながら充実を図り、発育にそった指導、助言が早期に開始できる体制を整備します。

○ 児童発達支援センターに関わる相談体制の充実

- ・児童発達支援センターの整備に向けて、松本圏域において広域的な連携のもとで検討を進めます。

(2) 小中学校における特別支援教育の実施

○ 教育支援の実施

- ・子どもの能力や適性を把握するとともに、就学について本人及び、保護者に対して、的確な情報を提供し、相談し、適切な就学についての支援体制の強化を図ります。

○ 教育相談の充実

- ・教育・医療・福祉等の各関係機関との連携により、早期から適切な教育相談が実施できる体制を整備するとともに、指導資料の作成や、相談技術の向上に関する研修を実施し、教育相談の充実を図ります。
- ・就学前の障がい児については、保健・医療機関と連携し、障がいの早期発見に努めるとともに、相談体制を充実させて障がい特性やニーズに応じた保育・育児環境づくりを支援していきます。

○ 特別支援教育の実施

- ・特別支援教育に係る課の横断的な連携を強化し、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行います。

○ 中等教育・高等教育就学の充実

- ・就職等、生徒の社会的な自立支援を図るため、関係機関と連携し、情報等の提供や職業教育の充実のため、一人ひとりの適性に応じた職場の開拓、現場実習等に協力をします。
- ・各種特別支援学校等との連携により、円滑な教育の推進を図ります。

○ 教育現場における合理的配慮の提供

- ・児童生徒一人ひとりの障がいの状態やニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化等の合理的配慮の提供に努めます。

(3) 障がい児への児童福祉サービスの充実

○ 放課後児童クラブでの障がい児の受入れ支援

- ・放課後児童クラブを希望する、配慮が必要な児童の受入れを行います。

○ 障害児相談支援に基づく支給決定

- ・指定障害児相談支援事業所との連携のもと、障がいのある子どものニーズ・特性に応じた障害児支援利用計画の作成やモニタリングを実施します。

○ 児童発達支援等の利用支援

- ・児童発達支援等の、障がいのある子どもに対する各種サービスについて、情報提供に努めるとともに利用を支援します。
- ・放課後等デイサービス、保育所訪問支援等のサービスについて、ニーズの把握に努め、必要に応じて利用を支援します。

○ 医療的ケア児に対する支援の検討

- ・必要に応じて自立支援協議会を中心に、医療的ケア児への支援に関する検討を進めます。

基本目標5 雇用・就労・居場所づくりの促進

(1) 雇用機会の拡大

○ 村役場における雇用の促進

・筑北村役場において、障がい者雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。

○ 物品等の優先調達の実施

・村内の障がい者施設等が生産する物品等において、優先的な調達の推進を図ります。

(2) 就労への支援

○ 就労に関する関係機関との連携強化

・障がい者の雇用・就労に関する相談に対して適切な指導・助言や情報提供が行えるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

○ ジョブコーチの周知及び利用促進

・障がい者が働く場において、雇用の前後を通じ、障がい者と事業所を支援するジョブコーチなどの周知、利用の促進を図ります。

○ 村内・近隣企業に対する障がい者雇用に関する情報提供の実施

・ハローワーク等との連携のもと、村内や近隣市町村の企業に対して障がい者の就労促進についての情報提供を行います。

○ 農林福連携に基づく就労環境の推進

・地域資源を活用した就労の場を整備し、障がい者の雇用を推進します。

(3) 福祉的就労等の場や日中の居場所の確保

○ 就労系サービスの利用促進

・就労継続支援B型などの就労系サービスについて、周知、利用の促進を図ります。

○ 地域活動支援センターの設置

・障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

○ 趣味や生涯学習などの機会の充実

- ・障がい者を対象とした学習機会の充実を図るとともに、障がいのない人も積極的に参加する学習機会の充実を図ります。
- ・高齢化した障がい者に対応できる、日中活動の環境整備を推進します。
- ・講演会や生涯学習の場などにおいて、手話通訳者、要約筆記者の配置などにより、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

(1) 住環境の整備

○ バスや移動サービスの充実

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー性能に優れた車両導入に努め、高齢者や車イス利用者など交通弱者はもちろんのこと住民の移動円滑化を図るとともに、デマンド交通など地域の実情に適した新しい公共交通システムの構築を推進します。
- ・社会福祉協議会等との連携のもと、福祉有償運送を通じて移動の支援を行います。

○ バリアフリーのむらづくり

- ・歩行者の安全な通行を確保するため、道路の立地条件を考慮して歩道の設置、既に設置されている歩道について、安全に容易に利用ができるよう、段差解消や障害物の撤去など交通環境の整備を推進します。
- ・村が設置する施設等については、スロープ・玄関自動ドア・身体障がい者用トイレの設置等の整備を行い、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を推進します。

○ 住宅改造の推進

- ・重度の身体障がいのある人等の日常生活の利便と介護者の負担軽減を図るため、浴室・台所・便所・洗面所等の整備改善について補助をするとともに、住宅改良の促進を図ります。

○ グループホーム整備の検討

- ・高齢化していく重度の障がい者が地域において自立した生活が営めるよう、住まいの場となるグループホームの筑北地域での整備を検討します。

○ 福祉住宅の提供体制の検討

- ・それぞれの障がいに適応し、支援を受けながらも地域で暮らせる住環境の整備について、村営住宅等の活用も含め検討します。

(2) 防災・防犯対策の推進

○ 避難行動要支援者名簿の整備

- ・対象となる避難行動要支援者への通知を行い、名簿登録を促進するとともに、適宜、既存の登録者の変更内容の更新等を行います。
- ・整備した名簿を必要に応じて地域の関係者等に提供することで、災害時の適切な名簿の利用を支援します。

○ 緊急時の情報伝達体制の整備

- ・防災無線、広報車・インターネット・携帯電話等を活用した緊急時の情報伝達体制の充実とともに、地域住民等への協力の働きかけ等連携した体制づくりに努めます。

○ 避難場所に関する対策の実施

- ・災害時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所を設置します。

○ 地域における防災対策の推進

- ・障がい者に対する「避難マニュアル」や「地域支え合いマップ」に基づき地域における支援を促進します。
- ・自主防災組織における、障がい者を含めた避難訓練の実施などを促進します。

○ 防犯体制の整備

- ・不審者情報や特殊詐欺等の事例について、迅速に住民に情報伝達を行い、地域ぐるみの防犯対策を整備します。

基本目標7 「共生社会」実現に向けた地域福祉の推進

(1) 地域における見守り活動の推進

○ 民生委員児童委員による見守りの推進

- ・ 民生委員児童委員による、地域における相談や日常的な見守り体制づくりを推進します。
- ・ 民生委員児童委員の活動が促進されるよう、個人情報の共有方法について検討を行うとともに、情報の提供をはじめとする必要な支援を行い連携の強化を図ります。

(2) 障がい者福祉に関わるボランティア等の育成

○ 障がい者支援に携わるボランティアの育成

- ・ 社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携のもと、障がい者福祉に関する活動を行うボランティアの育成を図ります。

○ 学校等におけるボランティア意識の醸成

- ・ 社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアに関する情報を広報するなどボランティア活動の強化とボランティア講座などの充実を図り、ボランティアの育成を推進していきます。

(3) 関係団体等との連携強化

○ 住民や当事者団体による活動への支援

- ・ 当事者団体などが実施する啓発活動等について、情報収集を行うとともに必要に応じてその活動を支援します。

第5章 第5期筑北村障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障がいのある方が適切に障害福祉サービスを利用するため、障害福祉サービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

「障害者総合支援法」に基づき、厚生労働省が平成29年に改正・公表した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即した上で、平成30年度から平成32年度までの3年間の障害福祉サービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

(1) 第5期障がい福祉計画のポイント

国の指針において、次のようなポイントが示されています。

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の一層の整備
- ・基幹相談支援センターの設置促進

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

③ 就労定着に向けた支援

- ・就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加

④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・障害児福祉計画の作成義務化
- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等

⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ・専門的な支援を要する者に対する包括的かつ総合的な支援体制の構築

⑥ 発達障がい者支援の一層の充実

- ・発達障害者支援地域協議会の設置
- ・発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮

(2) 障害福祉サービス等の見込量

①訪問系サービス

■訪問系サービスの内容

●居宅介護

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

●同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

●行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

●重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	時間	116	120	120	125
	人/月	12	12	12	12
重度訪問介護	時間	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
行動援護	時間	6	5	5	5
	人/月	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

【確保方策】 社会福祉協議会、地域福祉事業所と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。また、サービスの利用にあたっては、利用者視点に立ったサービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業者との連絡調整を図ります。さらに、介護保険サービス事業者等に働きかけを行うなど、サービスの拡充に努めます。

②日中活動系サービス

■日中活動系サービスの内容

●生活介護

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

●自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

●自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

●就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

●就労継続支援 A 型

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

●就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

●就労定着支援〈新規〉

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。平成 30 年度から新設されたサービスです。

●療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理

の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

●**短期入所**

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

■日中活動系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日分	687	705	705	722
	人/月	36	37	37	38
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	2	2	2
	人/月	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	16	17	17	17
	人/月	1	1	1	1
就労移行支援	人日分	22	22	28	28
	人/月	3	2	2	2
就労継続支援 A 型	人日分	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
就労継続支援 B 型	人日分	317	330	330	345
	人/月	22	22	22	23
就労定着支援	人/月		1	1	1
療養介護	人/月	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人日分	22	40	45	45
	人/月	7	7	8	8
短期入所（医療型）	人日分	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

【確保方策】 広報紙等により障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの情報等について周知を図る等、わかりやすい情報提供に努めます。また、社会福祉協議会、福祉施設及び民間介護サービスと連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。

③居住系サービス

■居住系サービスの内容

●自立生活援助<新規>

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。平成30年度から新設されるサービスです。

●共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

●施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

■居住系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人/月		1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人/月	22	22	22	23
施設入所支援	人/月	18	18	18	17

【確保方策】 病院・施設からの地域移行後や親亡き後の生活の場として、グループホームの拡充は重要です。サービス提供事業者と連携を図りながら、施設入居者のグループホーム等への移行の検討を進める等、居住支援の充実を図ります。

④相談支援

■相談支援の内容

●計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

●地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

●地域定着支援

単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

■相談支援の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	71	69	71	73
地域移行支援	人/月	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	7	7	7	7

【確保方策】 各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう、支援を行います。

地域移行・地域定着支援については、サービス提供事業所と連携を図りながら、継続的な支援に努めます。

(3) 地域生活支援事業の見込量

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民の障がい者への理解を深めるための研修や啓発事業を実施し、障がい者が日常生活及び社会生活を送るなかで生じる「社会的障壁」を無くすことを目指す事業です。

■理解促進研修・啓発事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者が互いの悩みを共有するピアサポートや、地域住民等によるボランティア活動などの、自発的な取り組みを支援します。

■自発的活動支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	有

③ 相談支援事業

障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークの構築も行います。

住民福祉課、障害者自立支援センターちくほっくる、松本圏域障害者相談支援センターを、窓口として実施します。

■相談支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4
基幹相談支援センター	か所	0	0	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	1	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図る事業です。

■成年後見制度利用支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	0	0	1	1

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障がいを持つ人の意思疎通を図るための支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行います。

■意思疎通支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	件	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	件	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	件	0	0	0	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付とは、ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。給付にあたっては適正な用具が選択できるよう、用具についての情報の提供に努めます。

■日常生活用具給付等事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件	1	0	0	0
自立生活支援用具	件	1	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	0	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件	110	192	192	192
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	0	0
合計	件	112	200	200	200

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。平成 25 年度から地域生活支援事業の市町村必須事業となりました。

■手話奉仕員養成研修事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業（研修修了者数）	人	0	0	2	2

⑨ 移動支援事業

障がい者・児が円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。障がい者の社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な人を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための外出支援を行います。

■移動支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	時間/月	70	97	97	97
	人/月	8	13	13	13

⑩ 地域活動支援センター事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。制度の谷間にいる障がい者の支援となるよう日中活動の拠点として、「障害者自立支援センターちくほつくる」において、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を実施します。

■地域活動支援センター事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター事業	人日/月	54	60	60	60
	人/月	11	12	12	12

⑪ 日中一時支援事業

障がい者や障がい児に活動の場を提供し、その家族の一時的な休息を図るため、日中、障がい者支援施設等において、日常生活上の必要な支援を行う日中一時支援事業を実施します。

■日中一時支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	回分/月	39	40	40	40
	人	5	5	5	5

(4) 障がい福祉計画に係る成果目標

①施設入所者の地域生活移行者数

ア 施設入所者の地域生活移行者数

【国指針】 平成 32 年度末時点で平成 28 年度末の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

イ 施設入所者数の削減

【国指針】 平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 %以上削減することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

【筑北村における目標】

項目	目標数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者 (A)	19 人	平成 28 年度末時点の実績値
【目標】施設から地域生活への移行者数	2 人	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
平成 28 年度に対する割合	11.1 %	
【目標】施設入所者の削減	2 人	(A) の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値
平成 28 年度に対する割合	5.3 %	
平成 32 年度末時点の施設入所者	17 人	平成 32 年度末の利用者数見込み

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

【国指針】 平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【筑北村における目標】

項目	目標数値	考え方
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成 32 年度末までに松本圏域及び地域内で協議の場を設置

③地域生活支援拠点等の整備

【国指針】 平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

【筑北村における目標】

項目	目標数値	考え方
【目標】地域生活支援拠点等の整備	設置	平成 32 年度末までに松本圏域において設置

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

【国指針】 平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

イ 就労移行支援の利用者数に関する目標

【国指針】 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

ウ 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

【国指針】 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

エ 就労定着支援による職場定着率に関する目標【新規項目】

【国指針】 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。

【筑北村における目標】

項目	目標数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者（A）	1	平成 28 年度の実績値
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	2	平成 32 年度の目標値
平成 28 年度に対する割合	2 倍	
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者（B）	0	平成 28 年度の実績値
【目標】就労移行支援事業の利用者数	2人	平成 32 年度の目標値
平成 28 年度に対する割合	—	
【目標】就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	—	平成 32 年度の目標値
【目標】就労定着支援による職場定着率	80%	平成 32 年度の目標値

第6章 第1期筑北村障がい児福祉計画

障がい児に向けたサービスの見込み量及び確保方策は、今回計画より、「第1期障がい児福祉計画」として定めることとします。

(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

国の指針において、次のようなポイントが示されています。

① 地域支援体制の構築

・児童発達支援センターを位置付ける。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

・保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策や学校教育等との連携を図る。

③ 地域社会への参加・包容の推進

・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

・重症心身障がい児に対する支援体制の充実を図る。
・医療的ケア児に対する支援体制の充実を図る。
・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実を図る。
・虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備を図る。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

・障害児相談支援の質の確保及び向上を図る。

(2) 障がい児へのサービス等の見込み量

■障がい児へのサービスの内容

●児童発達支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

●医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。

●放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。

●**保育所等訪問支援**

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。

●**居宅訪問型児童発達支援<新規>**

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

●**障害児相談支援**

障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■障がい児へのサービスの見込み量

サービス種別	単位	実績		見込み	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日/月	0	22	22	22
	人/月	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月		0	0	0
	人/月		0	0	0
障害児相談支援	人/月	0	1	1	1

【確保方策】障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、サービス提供の充実に努めます。また、障がいのある子どもへの支援については、保健、保育・教育などの各関係機関と連携体制を確保し、支援体制の充実に推進します。

■医療的ケア児に対するコーディネーター

サービス種別	単位	実績		見込み	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	人		0	0	0

【確保方策】松本圏域において検討を行い、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコー

ディネーターの配置を目指します。

(3) 障がい児福祉計画に係る成果目標

①障害児支援の提供体制の整備等

ア 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築【新規項目】

【国指針】 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

イ 医療的ニーズへの対応【新規項目】

【国指針】 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを確保することを基本とする。

【筑北村における目標】

項目	目標数値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置	<u>1</u>	平成 32 年度の目標値 圏域で利用できる体制を整備
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制整備	<u>1</u>	平成 32 年度の目標値 圏域で利用できる体制を整備
【目標】重症心身障がい児を支援する事業所の確保		
児童発達支援事業所	<u>1</u>	平成 32 年度の目標値 圏域で利用できる体制を整備
放課後等デイサービス事業所	<u>1</u>	
【目標】保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	<u>1</u>	平成 30 年度末の目標値 圏域にあるこども部会を活用

第7章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

①計画の住民への周知・情報伝達

計画書の配布や、ホームページでの公表などにより、本計画を広く住民に周知します。

また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたって住民や当事者の意見が反映されやすい環境を整備します。

②団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、障がい者支援にかかる当事者団体や地域組織等との連携を強化します。また、障害福祉サービスの充実に資するため、サービス事業所等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

さらに、「松本障害保健福祉圏域自立支援協議会」において、関係者間の連携を強化するとともに、困難事例の共有・対応調整や、療育、人材育成や就労、相談などの総合的な課題への対応策を検討します。

③県や近隣市町村との連携

障がい者福祉施策や、障害福祉サービスの提供などにおいて、広域的な対応が望ましいものについて、県や近隣市町村とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

(2) 計画の進捗管理の手法

PDC Aサイクルとは、計画 (P l a n)、実施 (D o)、評価 (C h e c k)、改善 (A c t) の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法です。

本計画の推進にあたっては、このPDC Aサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、各年度検討し、事業をより良いものにしていきます。

資料編

(1) 計画策定の経過

年月日	内容等
平成 29 年 10 月～11 月	「福祉に関する意向調査」の実施
平成 30 年 2 月 8 日	第 1 回策定委員会の開催
平成 30 年 2 月 15 日～3 月 16 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月 22 日	第 2 回策定委員会

(2) 策定委員会

①筑北村障害者計画等策定委員会設置要綱

平成 24 年 1 月 16 日

告示第 1 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者計画及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、筑北村障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 筑北村身体障害者福祉協会長
- (2) 筑北村身体障害者相談員
- (3) 筑北村知的障害者育成会長
- (4) 筑北村知的障害者相談員
- (5) 障害福祉サービス利用者又はその家族
- (6) 筑北村社会福祉協議会事務局長
- (7) 筑北精神保健福祉協議会家族会代表
- (8) 障害福祉サービス事業者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月16日から施行する。

②筑北村障害者計画等策定委員名簿

職名	氏名
筑北村身体障害者福祉協会会長 (身体障害者相談員兼務)	原 彦太郎
筑北村知的障害者育成会会長	一之瀬 純子
筑北精神保健福祉協議会家族会代表	宮川 芳子
障害福祉サービス利用者又は家族代表	前山 初美
筑北村社会福祉協議会代表	事務局長 嶋田 茂彦
サービス提供事業者代表 (ちくほっくる)	施設長 和栗 剛

**筑北村障がい者計画
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画**

発行年月 平成30年3月

発行 筑北村

編集 筑北村役場 住民福祉課

〒399-7501 長野県東筑摩郡筑北村西条 4195

TEL 0263-66-2111

FAX 0263-66-3370